

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

八頭郡智頭町

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年11月8日

(2) 事故発生場所

鳥取市東品治町地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部農地・水保全課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた普通乗用自動車に衝突し、当該小型乗用自動車が破損したものである。